

津波からの避難に関するガイドライン

《 第 3 版 》

平成 25 年 3 月

横浜市危機管理室

目 次

I	ガイドライン作成にあたりモデルとした津波	1
II	津波から身を守るために（避難の考え方）	
1	避難避難指示	2
2	避難対象区域	3
3	より早く、より高い場所への避難	4
III	津波への備え	
1	自宅や職場などで自らできる津波避難対策	6
2	地域や職場における津波避難訓練	8
IV	その他	
1	横浜市の津波避難対策	9
2	用語の解説	10
3	よくある質問	12

別紙 1－1～6 「避難対象区域図」

別紙 2 「避難対象区域が含まれる町丁名一覧」

【ガイドライン策定にあたり御意見を伺った学識経験者（あいうえお順）】

柴山 知也 教授 （早稲田大学理工学術院社会環境工学科）
原田 賢治 准教授（静岡大学防災総合センター）
藤間 功司 教授 （防衛大学校システム工学群建設環境工学科）
山本 吉道 教授 （東海大学工学部土木工学科）

※本ガイドラインは、今後、国や県から示される新たな知見や方向性など、また、本市での検討結果などを踏まえ、必要に応じ修正・改訂等を実施していきます。

I ガイドライン作成にあたりモデルとした津波

本ガイドラインの作成にあたっては、原則として、平成 23 年度に神奈川県が想定した津波のうち、横浜市にとって浸水面積及び浸水深が最大となる「慶長型地震」による津波をモデルとしました。

※神奈川県は、津波の浸水想定を見直すにあたり、避難対策を検討することを目的に、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波」として、12 の地震について検証を行っています。

【横浜市津波避難対策について】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/tsunami/tsunami.html>

	慶長型地震
マグニチュード	8.5 相当
予測される最大津波高	約 4.0 メートル
満潮時に到達する海拔【注】	約 4.9 メートル

【注】満潮時(横浜港の^{さくぼうへいきんまんちょうい}朔望平均満潮位 = 東京湾平均海面(T.P.) + 0.9m)に津波が到達する海拔

Ⅱ 津波から身を守るために（避難の考え方）

～津波避難の基本～ より早く、より高い場所への避難

1

避難指示

本市では、原則として、東京湾内湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合は避難指示を発令することとします。

ただし、気象庁からの情報や津波の到達状況などから、津波注意報の発表でも避難指示を発令する場合があります。

《避難指示の基準》

避難区分	津波予報の種類	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表
避難指示	津波警報	3m (予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合)	高い
	大津波警報	5m (予想される津波の高さが高いところで3mを超え、5m以下の場合)	巨大
		10m (予想される津波の高さが高いところで5mを超え、10m以下の場合)	
		10m 超 (予想される津波の高さが高いところで10mを超える場合)	

- ◆ 避難指示は、市民の生命、身体を災害から守るため、災害対策基本法第60条に基づき、津波警報や地震の震度などの内容や状況から災害発生の危険性が高まったと総合的に判断した場合に、避難対象区域を指定して市長が発令します。
- ◆ 避難指示は、津波警報伝達システム、防災情報Eメール、緊急速報メール、サイレン、広報車、報道機関への発表、地域への連絡などあらゆる手段を活用して、市民の皆様にお知らせしますので、速やかに避難してください。

《情報に対する心構え》

地震の揺れにより、避難指示を伝達するために必要な情報伝達機器が壊れるおそれや、道路の損壊・渋滞などにより広報車が活動できない場合、更には、観測機器などの損傷により、津波警報等自体が発表されない可能性もあります。

また、1993年の北海道南西沖地震のように津波警報が発表される前に、津波が到達した事例もあります。

そのため、津波警報等や避難指示が出されない場合でも、大きな地震の揺れを感じたときは、避難行動をとる心構えが重要です。

避難対象区域は次の2つの区域とします。(巻末の別紙1-1～6「避難対象区域図」参照)

- ① 神奈川県が想定した慶長型地震の津波による浸水予測区域
- ② 河川遡上による影響を詳細に把握するため、本市が実施した検証において、浸水の可能性があるとした区域

※対象の町丁については、別紙2「避難対象区域が含まれる町丁一覧」を参照してください。

- ◆ 津波の浸水予測はあくまでシミュレーションの結果であり、実際の津波発生時には、浸水予測よりも広い範囲が浸水する場合があります。そのため、浸水予測区域周辺の地域についても、自主的な避難に努めてください。また、これらの地域については、避難指示を発令する場合があります。

特に、海岸や河口付近などの低地にいる場合は、浸水などに十分注意し、危険を感じた場合は速やかに避難をしましょう。

- ◆ 河川については、浸水が予測されていなくても、河川敷や沿岸・河川沿いの親水拠点(※)などにいる場合は、念のため離れてください。
- ◆ 今回想定した津波高4mを超える津波が予測された場合(予想される津波の高さ:5m以上)は、予想される津波高さに応じた避難対象区域の拡大や安全が確保できる避難場所の高さなどを市からお知らせします。

※ 親水拠点: 河川の護岸・高水敷に親水施設(広場、通路、階段など)を設置し、水辺に親しまれるよう広場状に整備した箇所

地震による大きな揺れを感じたり、津波警報等や避難指示の情報を得た場合は、直ちに避難することを判断し、①海拔5m以上の高台又は②鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難してください。

- ◆ 地震による大きな揺れやゆっくりとした長い揺れを感じた場合などは、テレビやラジオなどで直ちに情報を入手しましょう。

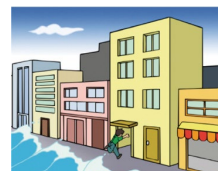
津波が発生する地震の場合、地表が揺れているときには、すでに津波が発生し、沿岸へ向かって進んでいます。地震発生から津波が到達するまでの時間は、震源や地域によって様々ですが、数分で到達する場合があります。

- ◆ 津波発生の恐れがある場合、いち早く海岸や河口から離れることが基本ですが、特に津波到達までの時間が不明な場合や短いと予想される場合は、「遠いところ」ではなく、「高いところ」へ避難することを心がけてください。

海拔5m以上の高台（海拔5m以上の地域については、別紙1－1～6「避難対象区域図」参照）

または

鉄筋コンクリート造等、かつ、地震の揺れによる被害のない建物で、3階以上（または床上面が地盤から5m以上）



※次の要件を満たす建物の所有者や管理者の皆様は、できる限り避難者を受け入れていただくようお願いします。

【要件】① 鉄筋コンクリート(RC)造又は鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造

② 3階建以上 ③ 新耐震基準(昭和56年6月以降に建築確認)又は耐震補強済み

- ◆ また、できるだけ次のことを心がけてください。

- ① さらに高いところへ避難できるような場所（例：さらに高い場所へ避難できるような連続した地形や4階、5階…と、上層階へ避難できる高い建物）に避難する。
- ② 建物に避難する場合は、津波による船舶などの漂流物を考慮して、海に面する建物を1列目とすると、1列目よりも2列目、3列目の建物に避難する。
- ③ 地下街や地下室などは、浸水するおそれが高いため、津波警報等や指示の情報を得た場合は、速やかに近くのビルの上階や高台などの安全なところへ避難してください。

④ 避難するときは、周囲に声をかける、手を引いて逃げるなど、その場の状況でできる「助け合い」をしましょう。

⑤ 車での避難については、避難する車で渋滞が発生し、立ち往生した車が津波に襲われることがあります、また、狭い通路で車が立ち往生した場合は、徒歩で避難している人の妨げになる可能性もあります。

一方で、高齢者や身体が不自由な方など、車での避難が必要な方もいます。

このような方々がいち早く避難するためにも、**車を使わずに避難できる方は車を使用しないよう御協力をお願いします。**

コラム① 「正常性バイアス」について

「正常性バイアス」とは、心理学の言葉で、多少の非常事態が起こってもそれを正常の範囲内としてとらえ、心を平静に保ち、不快さを取り除こうとする働きのことですが、「本当に危険なのか？」と思い、災害時の避難行動を遅らせる大きな要因であると考えられています。

実際に、東日本大震災においても、「まさか、津波は来ない（大丈夫）だろう。」と思い、避難を躊躇したという方もいた、と言われています。

誰しも持っている、この心の働きを、日頃から認識し、津波警報等や指示の情報を得た場合は、迷わず直ちに避難行動を開始するという心構えを持っておきましょう。

1

自宅や職場などで自らできる津波避難対策

家族や職場の同僚など普段身近にいる人は、いざというとき頼りになります。また、自宅などにおける避難の妨げとなる箇所を点検しておくことや、避難場所などをあらかじめ決めておけば、それぞれが安全に避難でき、大切な家族を守ることにもつながります。そのため定期的に家庭や職場で地震や津波の対策について、次に挙げるテーマなどを参考に話し合うことが重要です。

(1) 普段自分がいる場所の高さの確認

- ◆ 津波から避難するためには、**今自分がいる場所がどのくらいの高さであるかを知っておくことが重要です**。そのため、沿岸地域を中心に設置している「海拔標示」や、このガイドラインの巻末に掲載している「避難対象区域図」、市のホームページに掲載している「わいわい防災マップ」などにより、自らの生活圏や普段よく訪れる場所などの高さを確認しておいてください。

(2) 避難場所の把握

- ◆ 自宅や職場など、自分の生活圏にある避難に適した**高台や頑丈な建物の位置を把握しておくことが重要です**。また、地震による建物の倒壊や地すべりなどによる通行不能の場合も考慮し、**できるだけ複数確認しておけば、より安心です**。
- ◆ 沿岸部などに、周辺の浸水予測区域や津波避難施設、海拔5メートル以上の場所などを表示した「津波避難情報板」を設置しています。詳しい設置場所等については、市ホームページをご覧ください。



URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/tsunami/jyouhouban.html>

(3) 避難に必要な時間の確認

避難場所を確認後、移動には実際にどのくらい時間がかかるのか、あらかじめ調べておくことで、突然の地震発生でも避難を開始しなければならない時間がわかり、冷静な判断が可能になります。また、不測の事態が発生することを考慮し、少し余裕を持った時間を考えておくことも必要です。

(4) 避難経路の確認

避難経路の道幅、地震により道路がふさがれる危険性、迂回路はあるか、夜間で街灯が消灯し、暗闇となっても避難できるかなどを確認しておきます。また、大きな河川を渡る橋、土砂崩れの危険がある道路などをできるだけ避ける配慮も必要です。

(5) 「より早く」スムーズな避難の準備

いつ発生するかわからない津波から、迅速に避難するためには、日頃からの準備が重要です。実際に、東日本大震災において、一度避難したが、荷物などを取りに自宅へ戻り、被災した事例もありました。

このような事態を避けるため、ご家庭では、非常持出袋を取り出しやすい場所に置いておく、職場であれば、ラジオなどで情報を得る人や非常持出品を搬出する人などのそれぞれの役割を決めておくなどの準備をしておくことが、素早い避難するためには不可欠です。



(6) 家具などの転倒防止や危険な箇所の確認

出入口などの近くに大きな家具がある場合、家具が転倒し逃げられなくなることがあります。そのため、**家具の配置の見直しや転倒防止器具の設置**なども行っておきましょう。

(7) 安否確認方法

津波警報等や避難指示が解除された後の集合場所を決めておくことや電話会社が提供する「災害用伝言サービス」を利用するなどのルールについて話し合っておきます。

コラム② 津波てんでんこ

「津波てんでんこ」とは、東北地方の言葉で、「てんでばらばらに家族のことさえ気にせず一人で逃げる。」という意味ですが、実際には家族や仲間のことが気になり、なかなか「てんでばらばら」には逃げられないことも考えられます。

「いざという時は、それぞれで絶対に逃げる。」と、お互いに信頼し、避難に専念するためにも、普段から家族や職場内で避難場所や経路などを、しっかりと確認しておくことは大変重要です。

実際に津波が発生した場合に、安全に避難するためには、知識だけではなく、**実践的な訓練も重要**です。津波からの避難の課題は何なのかを知るため、また、いつ津波が発生しても、すばやく安全に避難できるよう、地域や職場などで津波避難訓練を実施しましょう。

(1) 図上訓練

地域や職場の人たちと、付近の地図などを見ながら、海拔5 m以上の高台や、頑丈で3階建て以上の高い建物の場所を確認し、「避難に適切な経路」、「避難時の注意事項」などについて、みんなで意見を出し合います。

(2) まち歩き（タウンウォッチング）

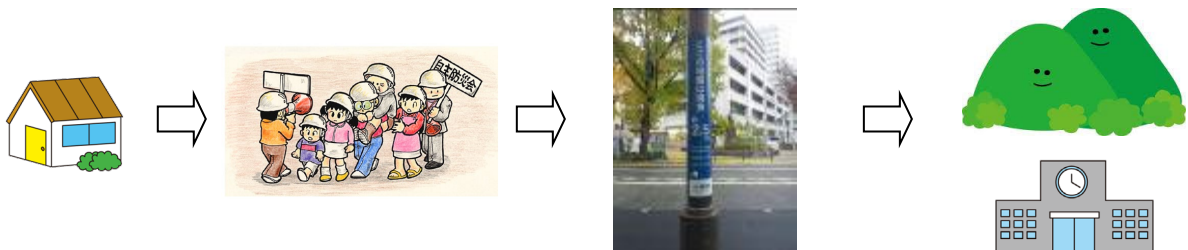
「図上訓練」で話し合った避難経路や避難場所が本当に安全かどうか、海拔標示などをチェックしながら、実際に歩いて確認します。その際、地震発生後の街を想像しながら歩くことで、課題や注意すべきことが明らかになります。

自宅や職場

まち歩き

海拔標示

避難場所



(3) 夜間の避難訓練等

地震や津波は夜間に発生する可能性もあります。これに備えて、夜間の避難訓練の実施や懐中電灯などの非常持ち出し品の点検をしておくことも有効です。

コラム③ 釜石の取組

岩手県釜石市において、地震が発生したら率先して逃げるという教育が徹底されていたため、小中学校の児童・生徒が迅速・適切な避難行動をとり、またその避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えたという事例がありました。その要因は、普段の防災教育はもとより、下校時に地域を巻き込んだ避難訓練などを行ったことで、地域全体に津波が発生するおそれがある場合は、「必ず逃げる」という意識が根付いていたためです。

一人でも多くの命を救うため、家庭内での防災教育や地域の防災訓練などの場で、まずは自らが逃げる、そして逃げるときは周囲に避難を呼びかけるということを確認しておきましょう。

1

横浜市の津波避難対策

横浜市では、東日本大震災以降、以下の取組を進めています。

(津波避難対策について <http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/tsunami/>)

(1) 津波避難施設の指定

横浜市では、避難者の受け入れについて御協力いただける民間施設や市立学校、市営住宅等の公共施設を津波避難施設として指定しています。

(詳細は、下記ホームページ、又は、横浜市危機管理室、各区役所(ガイドライン裏表紙参照)までお問い合わせください。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/tsunami/tsunami.html>

※津波避難施設として、避難者を受け入れていただけるオフィスビルや商業施設、共同住宅などの協力施設を求めています。

協力についてご検討いただける場合は、横浜市危機管理室、若しくは、浸水が予測されている地域がある区役所総務課まで御連絡をお願いいたします。

(2) 海拔標示の設置

市民の皆様や観光客の皆様が、現在いる場所や自分の生活圏における海拔を認識し、万一の津波に備え、「より早く、より高い場所への避難」をしていただくため、海拔標示を設置しています。

(3) 津波避難情報板の設置

今いる場所からどこへ避難すべきかを認識し、迅速・的確な避難行動を促すために、浸水予測区域のうち多くの方が訪れる場所に設置しています。

《主な掲載内容》

- ・周辺地図
- ・浸水深（神奈川県が想定した慶長型地震の津波によるものです。）
- ・海拔（避難の目安となる海拔5m以上の区域がわかるように表示）
- ・避難の方向
- ・津波避難施設

(4) 情報伝達手段の確保

携帯電話に配信される「緊急速報メール」を導入しており、また、沿岸付近の方々に津波に関する情報を屋外のスピーカーなどで一斉にお伝えする「津波警報伝達システム」の整備などを進めています。

本ガイドラインで用いる用語の解説については、次のとおりです。

(1) マグニチュード (M)

地震が発するエネルギーの大きさを表した指標値です。マグニチュードが 0.2 大きくなると、地震のエネルギーは 2 倍になります。

(2) 神奈川県津波浸水予測図

このガイドラインで使用している津波浸水予測図は、平成 23 年度に神奈川県が作成したもので、対象とする地震による津波が陸上に遡上した場合を予測し、浸水する陸域の範囲、浸水深さ等を示した図です。

(3) 朔望平均満潮位

大潮時の各月の最高の満潮位を平均した潮位のこと、横浜港では東京湾の平均的な海面高さ（東京湾平均海面）に約 0.9m を加えた潮位となります。

(4) 東京湾平均海面 (T. P.)

東京湾の平均的な海面高さのこと、全国の標高の基準（標高 0.0m = T. P.）です。

なお、横浜港の計画護岸高は東京湾平均海面 (T. P.) から 2.7m とされており、朔望平均満潮位（T. P. + 0.9m）を加えた場合に、海面より 1.8m の余裕を有しています。

(5) 災害対策基本法

防災の計画・実施の体制に関し、国・地方公共団体の責務を定めた法律です。1959 年（昭和 34 年）の伊勢湾台風の大きな被害を契機として、1961 年に制定されました。

(6) 大津波警報・津波警報・津波注意報

津波による被害を軽減するため、気象庁は津波が発生する可能性がある場合に、地震発生から約 3 分を目標に、津波予報区(※)ごとの「大津波警報・津波警報・津波注意報」を発表します。

※ 津波予報区

全国の沿岸を 66 区に細分化した津波に関する予報の発表単位です。横浜市沿岸は、「東京湾内湾」として発表されます。

《大津波警報・津波警報・津波注意報の種類》

種類	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波 警報	10m 超 (予想される津波の高さが高いところで 10m を超える場合)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
	10m (予想される津波の高さが高いところで 5m を超え、10m 以下の場合)		
	5m (予想される津波の高さが高いところで 3m を超え、5m 以下の場合)		

津波 警報	3m (予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸 水被害が発生します。人は津波による 流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台 や避難ビルなど安全な場所へ避難し てください。
津波 注意報	1m (予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津 波による災害のおそれがある場合)	(表記しな い)	海の中では人は速い流れに巻き込ま れ、また、養殖いかだが流失し小型船 舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離 れてください。

気象庁は、津波警報等を発表した場合、直ちに報道機関や市町村、警察などの防災関係機関へ伝達し、テレビ・ラジオなどを通じて市民の皆様に情報を発信します。

(7) 津波警報伝達システム

気象庁から発表される大津波警報・津波警報を受けて、より迅速に避難することができるよう、自動的に津波警報等や避難指示の緊急情報を一斉に放送し、津波からの避難を呼びかけるシステムです。浸水が予測される場所などに整備しています。

(8) 防災情報Eメール

本市から、地震震度情報（緊急地震速報ではありません。）、気象警報・注意報等をはじめとする防災情報を携帯電話、PC 端末等に E メールで配信するサービスです。上記「緊急速報メール」が届かない携帯電話であっても、このサービスを活用することにより、津波警報等や避難指示、「横浜市からの緊急なお知らせ」などの防災情報（任意に選択可能）をより早く入手することができます。

なお、本サービスは誰でも登録が可能で、登録方法は次の 2 通りです。

● 空メールを送る方法

「entry-yokohama@bousai-mail.jp」へ空メールを送信してください。案内メールが届きます。

<注意！>登録時の案内メールが届かない場合の対処方法

お使いの携帯端末等で、「迷惑メール受信拒否」等の設定がされており、本システム

「yokohama@bousai-mail.jp」からのメールが受信拒否されている場合があります。

各携帯端末等の仕様に従い、設定変更をお願いします。

● ウェブからアクセスする方法

右の二次元コードを読み取り、横浜市防災情報サイトにアクセスし、手順に従って登録してください。



(9) 緊急速報メール

配信エリア内にある NTT ドコモ、au、SoftBank の携帯電話（緊急速報メール対応機能がある携帯電話に限る。）に情報を提供するサービスを活用し、本市が緊急的な情報を配信するものです。事前のメールアドレスの登録などの手続きを不要とし、緊急を要する防災情報をより多くの市民の皆様に迅速に提供することを目的として実施しています。

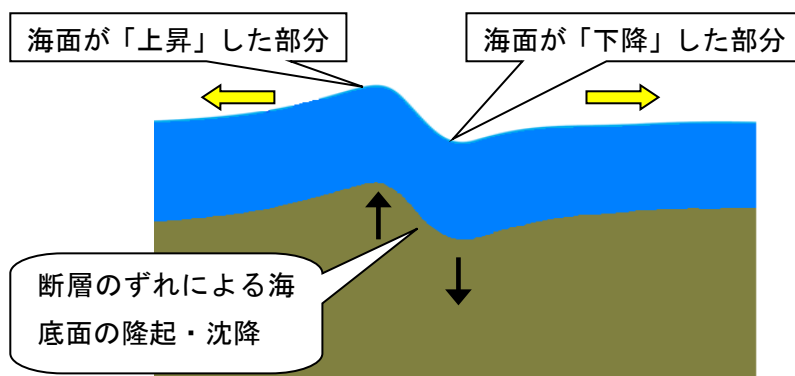
(1) 第1波が最大の津波？

津波は繰り返し押し寄せます。仮に津波の高さが低くなってきたからと安心することは大変危険です。津波は地形などの影響で反射や屈折などにより進行方向を変えたり、また、水深などにより津波の速さが変わるなどします。それらの津波が重なってしまった場合は増幅され、最大の津波となって到達する可能性もあるため、**第1波が最大であるとは限りません。**

なお、東日本大震災時の横浜港では、第1波が到達してから、1時間28分後に最大波が到達しています。

(2) 津波はいつも引き波から始まる？

地震による津波は海底面の隆起・沈降により海面が上下変動し発生します。海面の上昇した部分が先に沿岸に到達した場合は「押し波」から津波が始まり、下降した部分が先に沿岸に到達した場合は「引き波」から始まります。どちらから始まるかは津波が発生した場所の状況により決まりますので、**必ずしも「引き波」から始まるとは限りません。**



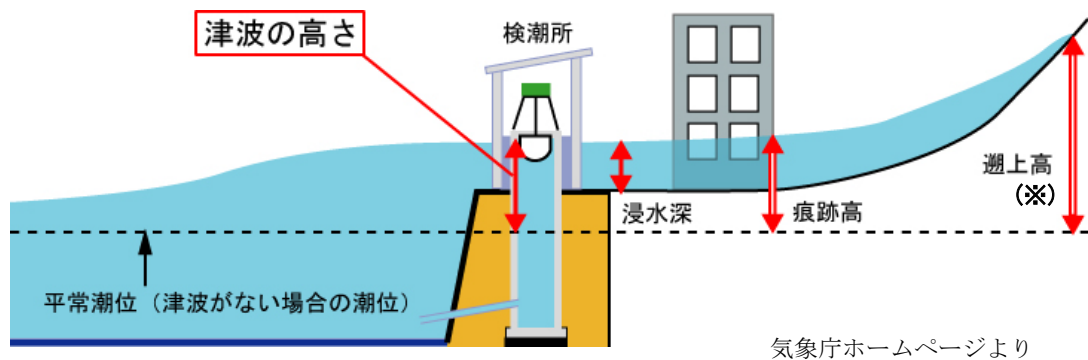
(3) 「津波は繰り返し来る」とあるが、どのくらいの時間繰り返すのか。

地震の規模や震源にもよりますし、波のどこまでが地震による津波なのかの判断が難しいため、正確な時間はわかりませんが、数時間に及ぶ場合もあります。特に東京湾内は、津波が反射するなどにより、長時間継続しやすい地形特性があります。

(4) 津波の高さOmと予想される場合、どこの地点の高さ？

気象庁が発表する「予想される津波の高さ」は、海岸線での値であり、津波予報区における平均的な値です。そのため、場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがあります。また、現在の津波予測技術では、「予想される津波の高さ」の予想精度は、 $1/2 \sim 2$ 倍程度とされています。

なお、「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差を言います。



※遡上高^{そじょうこう}

海岸から内陸へ津波がかけ上がる高さ（標高）のこと。「予想される津波の高さ」と同程度から、高い場合には4倍程度までになることがあります。

(5) 海岸の形や入り組んでいるところなどでは、津波の高さは変わる？

津波の高さは海岸付近の地形によって大きく変化します。さらに、津波が陸地を駆け上がる（遡上する）こともあります。岬の先端やV字型の湾の奥など、特殊な地形の場所では、波が集中するので、特に注意が必要です。津波は反射を繰り返すことで何回も押し寄せたり、複数の波が重なって著しく高い波となることもあります。このため、最初の波が一番大きいとは限らず、後で来襲する津波のほうが高くなることもあります。（気象庁ホームページより）

(6) 「高いビル」と「高台」が両方ある場合、どちらに逃げれば良い？

できるだけ海拔が高い場所で、さらに高いところに逃げるのができる高台などが良いとされていますが、時間がない場合は、最も早く避難できるほうに逃げてください。

(7) 地下街や地下室などにいる場合は、どのように避難すればいいですか。

地下街などで、地震の揺れを感じた場合、まずは、上にあがり津波に関する情報などを収集してください。その際、津波警報等や避難指示の情報を得た場合は、近くのビルの上階に避難するなど、適切な対応をとりましょう。

(8) 私の家は海拔「2.8メートル」と聞いていたが、家の前の街路灯に貼ってある海拔標示では、「2.5メートル」と書かれているのはなぜ？

市が設置した海拔標示は、0.5メートル単位で標示していますが、できるだけ高い場所への避難の目安として、安全サイドに立った標示となるよう、端数を切り捨てています。

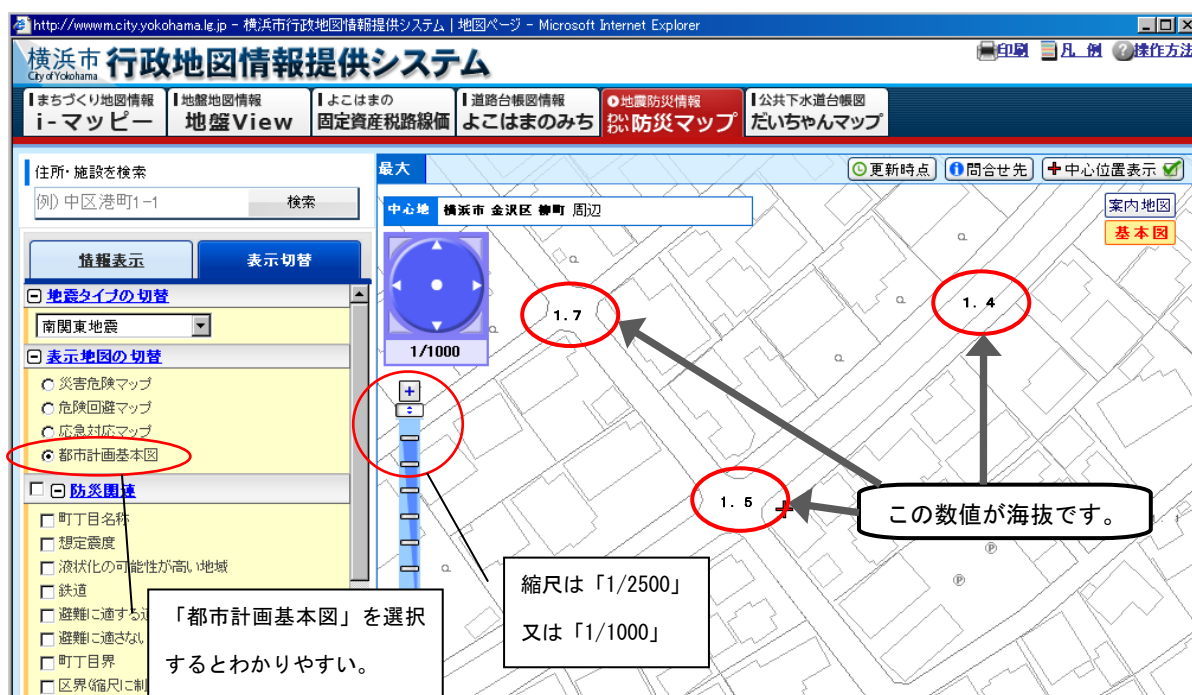
例：2.8メートル→2.5メートル、 4.4メートル→4.0メートル

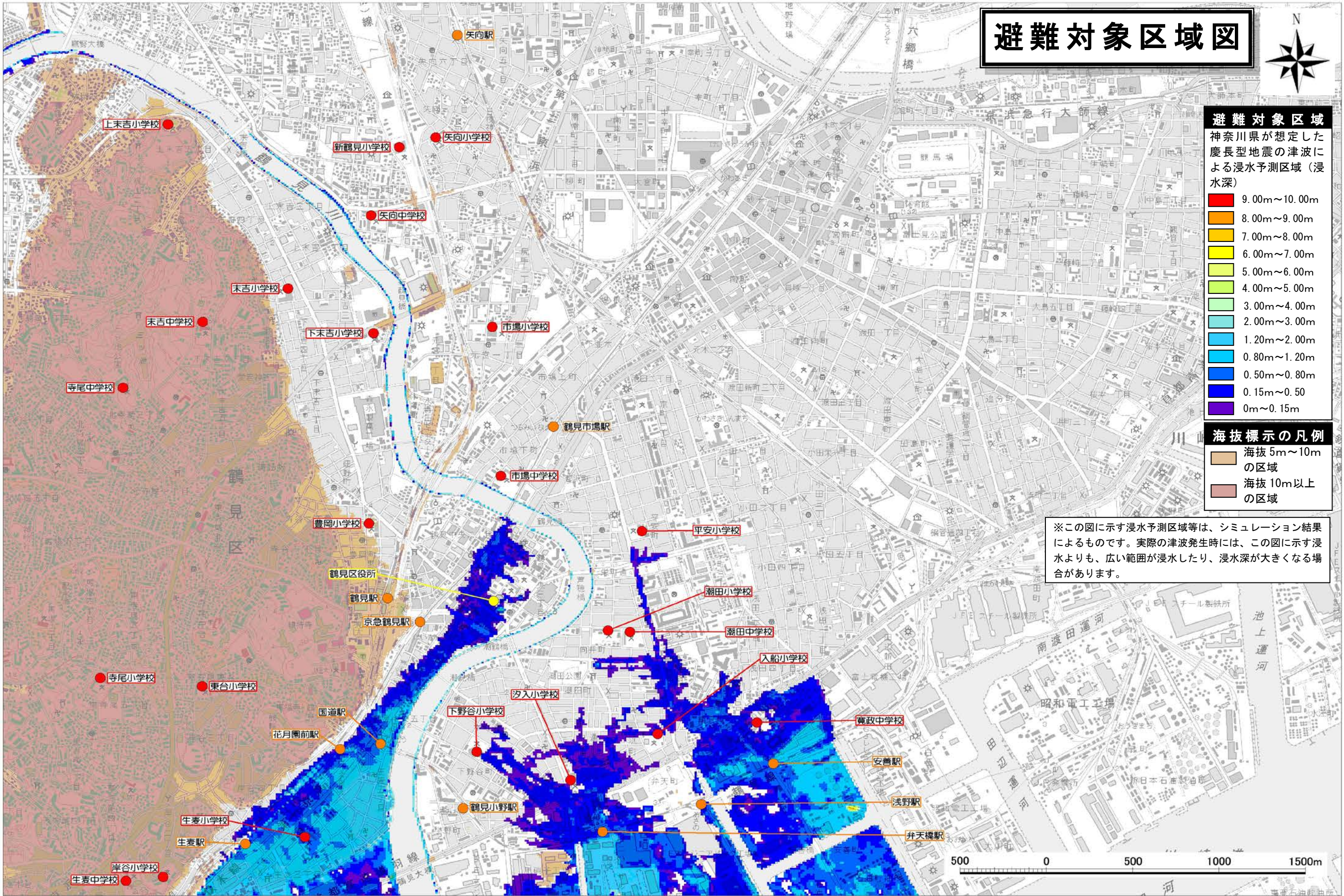
(9) 私の自宅は海拔何メートルなの？

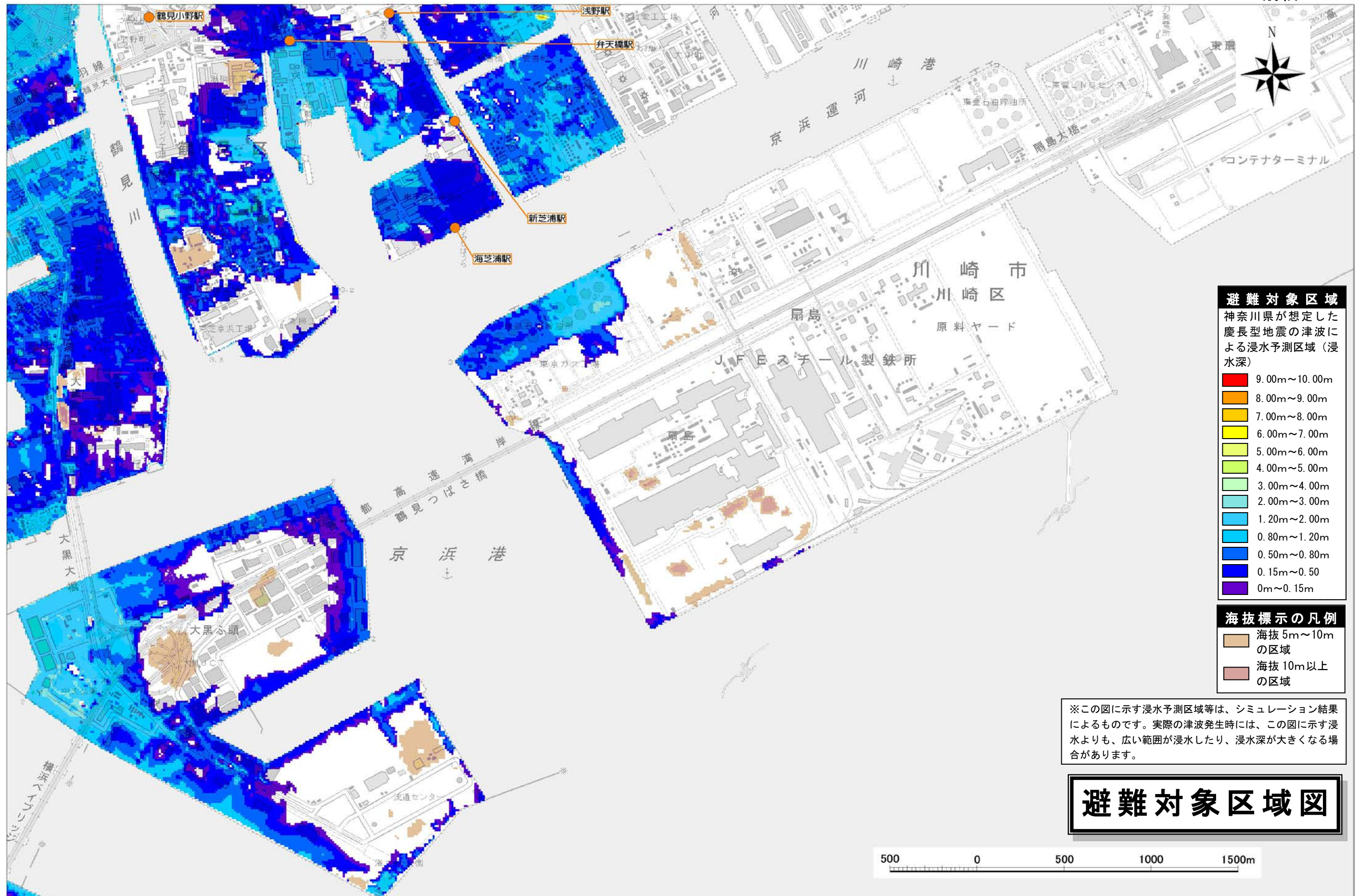
横浜市内の大まかな海拔は、横浜市のホームページ「行政地図情報システムーわいわい防災マップ」から以下の手順で確認できます。インターネット等を見ることができない方は、横浜市危機管理室、各区役所までお問い合わせください。

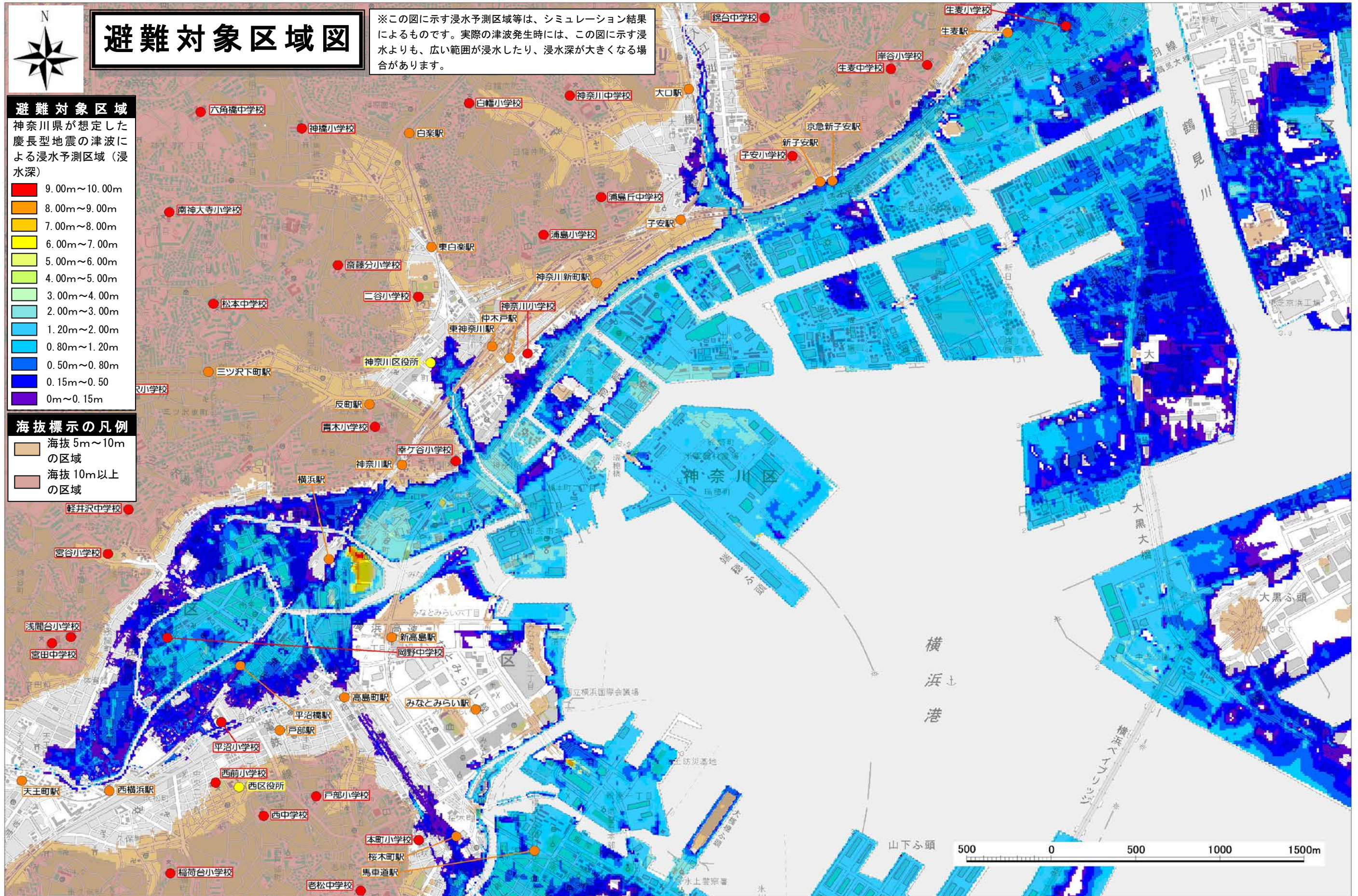
《海拔確認手順》

- ①市ホームページから「行政地図情報」で検索
- ②わいわい防災マップを選択、規約を確認し、「同意」
- ③海拔を確認したい場所を地図から探すか、住所や施設名称などを入力し「検索」
- ④縮尺を「1/2500」又は「1/1000」に指定し、地図上の数値（海拔）を確認







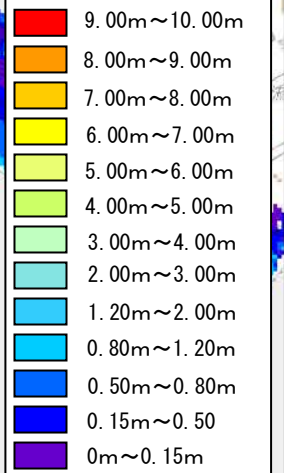


避難対象区域図

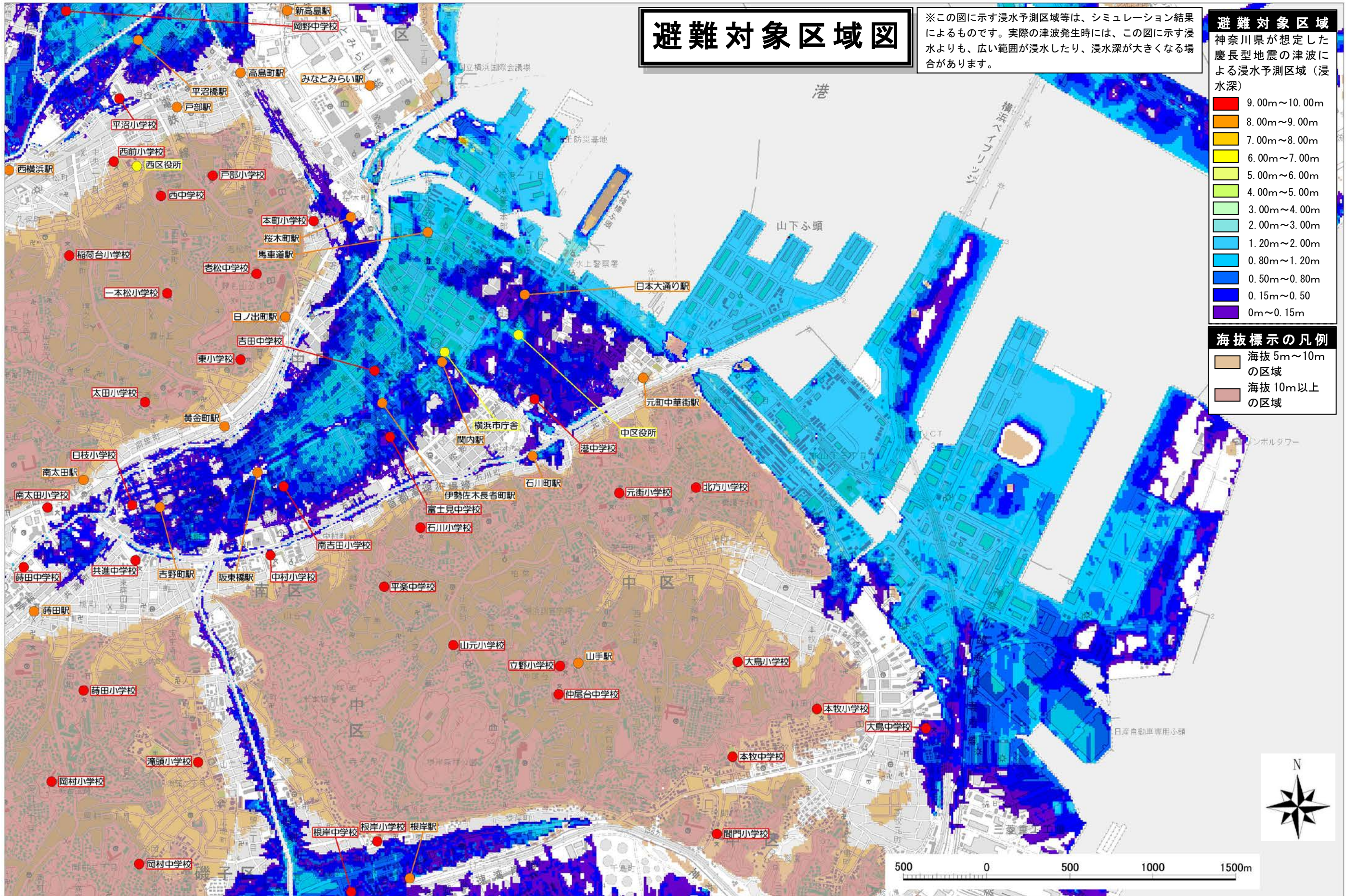
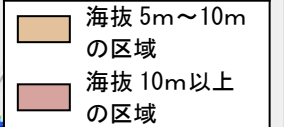
※この図に示す浸水予測区域等は、シミュレーション結果によるものです。実際の津波発生時には、この図に示す浸水よりも、広い範囲が浸水したり、浸水深が大きくなる場合があります。

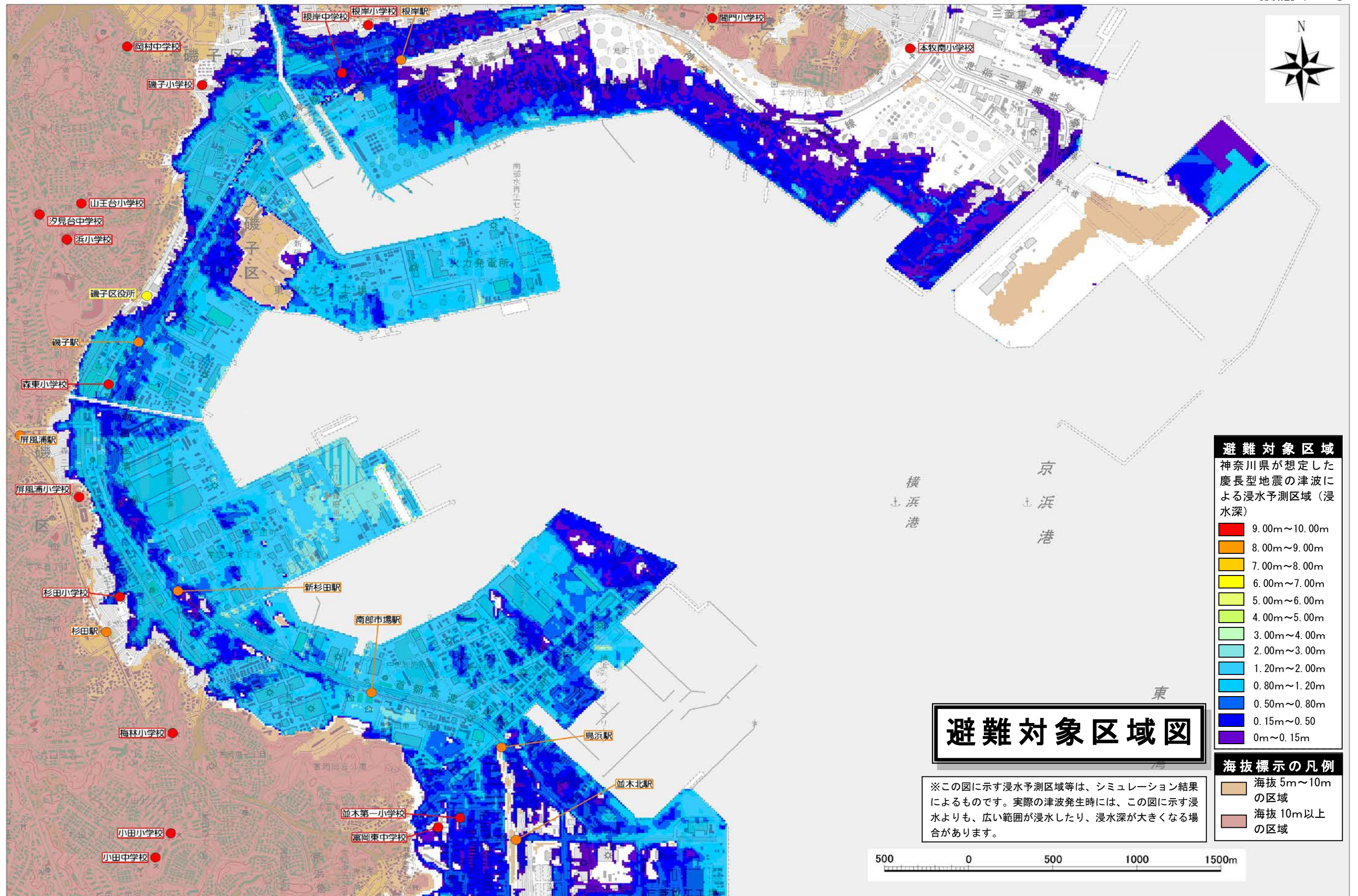
避難対象区域

神奈川県が想定した
慶長型地震の津波に
よる浸水予測区域（浸
水深）

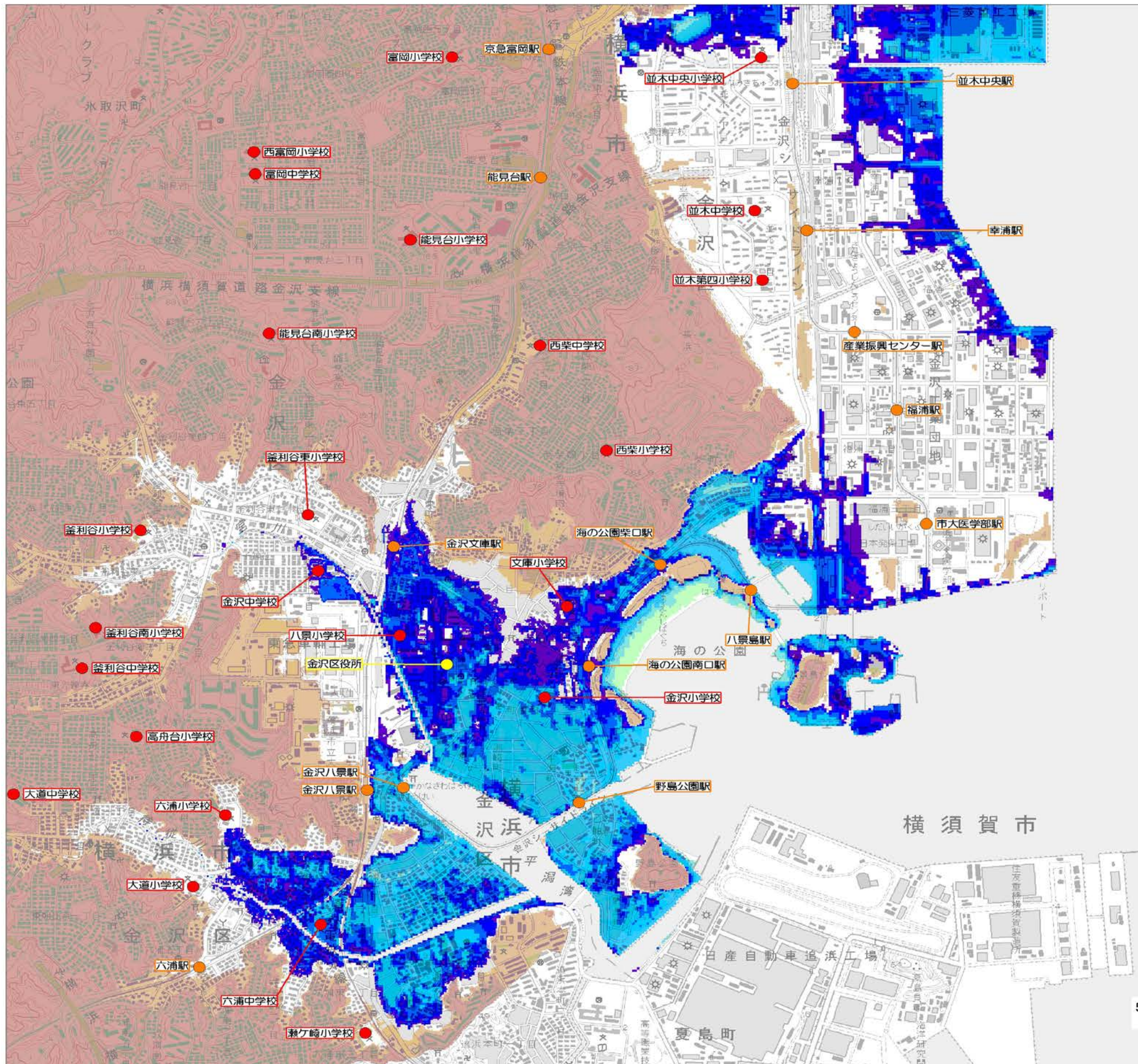


海拔標示の凡例





避難対象区域図



避難対象区域

神奈川県が想定した
慶長型地震の津波に
よる浸水予測区域（浸
水深）

9.00m~10.00m
8.00m~9.00m
7.00m~8.00m
6.00m~7.00m
5.00m~6.00m
4.00m~5.00m
3.00m~4.00m
2.00m~3.00m
1.20m~2.00m
0.80m~1.20m
0.50m~0.80m
0.15m~0.50
0m~0.15m

海拔標示の凡例

海拔 5m~10m の区域
海拔 10m以上 の区域

※この図に示す浸水予測区域等は、シミュレーション結果
によるものです。実際の津波発生時には、この図に示す浸
水よりも、広い範囲が浸水したり、浸水深が大きくなる場
合があります。

500 0 500 1000 1500m

避難対象区域が含まれる町丁一覧

鶴 見 区			
朝日町 1・2 丁目 安善町 1・2 丁目 潮田町 3・4 丁目 扇島 小野町 寛政町	岸谷一・四丁目 栄町通 1～3 丁目 汐入町 1～3 丁目 下野谷町 2～4 丁目 末広町 1・2 丁目 大黒ふ頭	大黒町 大東町 鶴見中央二～五丁目 仲通 1～3 丁目 生麦一～五丁目 浜町 1・2 丁目	平安町 2 丁目 弁天町 本町通 2～4 丁目 向井町 3・4 丁目
神 奈 川 区			
青木町 出田町 入江一・二丁目 浦島町 恵比須町 大口通 大野町 神奈川一・二丁目 神奈川本町	神之木町 金港町 幸ヶ谷 子安台一丁目 子安通 1～3 丁目 栄町 新浦島町 1・2 丁目 新町 鈴繁町	台町 宝町 反町 1 丁目 千若町 1～3 丁目 鶴屋町 1～3 丁目 七島町 西神奈川一丁目 西寺尾二丁目 橋本町 1～3 丁目	東神奈川一・二丁目 広台太田町 二ツ谷町 星野町 瑞穂町 守屋町 1～4 丁目 山内町
西 区			
岡野一・二丁目 北幸一・二丁目 楠町 桜木町 4～6 丁目 浅間町 1～5 丁目	高島一・二丁目 中央一・二丁目 戸部本町 西平沼町 花咲町 4～6 丁目	浜松町 平沼一・二丁目 みなとみらい一・二・五・六丁目	南幸一・二丁目 南浅間町
中 区			
相生町 1～6 丁目 曙町 1～5 丁目 石川町 1～5 丁目 伊勢佐木町 1～7 丁目 内田町 扇町 1～3 丁目 太田町 1～6 丁目 翁町 1・2 丁目 尾上町 1～6 丁目 海岸通 1～5 丁目 かもめ町 北方町 2 丁目 北仲通 1～6 丁目 黄金町 1・2 丁目 寿町 1 丁目 小港町 1～3 丁目 桜木町 1～3 丁目	新港一・二丁目 新山下一～三丁目 末広町 1～3 丁目 末吉町 1～4 丁目 住吉町 1～6 丁目 千歳町 千鳥町 長者町 1～9 丁目 豊浦町 常盤町 1～6 丁目 錦町 日本大通 根岸町 1～3 丁目 野毛町 1・2 丁目 羽衣町 1～3 丁目 花咲町 1～3 丁目 万代町 1～3 丁目	日ノ出町 1・2 丁目 福富町仲通 福富町西通 福富町東通 富士見町 不老町 1～3 丁目 蓬莱町 1～3 丁目 弁天通 1～6 丁目 本町 1～6 丁目 本牧三之谷 本牧十二天 本牧町 2 丁目 本牧原 本牧ふ頭 本牧宮原 本牧元町 真砂町 1～4 丁目	松影町 2～4 丁目 港町 1～6 丁目 南仲通 1～5 丁目 南本牧 宮川町 1・2 丁目 三吉町 元浜町 1～4 丁目 元町 3～5 丁目 山下町 山田町 山吹町 弥生町 1～5 丁目 横浜公園 吉田町 吉浜町 若葉町 1～3 丁目

南 区			
井土ヶ谷下町 浦舟町１～５丁目 永楽町１・２丁目 共進町１・２丁目 山王町１～５丁目 白金町１・２丁目 白妙町１～５丁目	宿町１・２丁目 新川町１～５丁目 高砂町１～３丁目 高根町１～４丁目 中村町１～５丁目 花之木町１・２丁目 日枝町１～５丁目	東蒔田町 二葉町１～４丁目 堀ノ内町１丁目 前里町３・４丁目 真金町１・２丁目 万世町１・２丁目 南太田一・二丁目	南吉田町１～５丁目 宮元町１・２丁目 睦町１・２丁目 吉野町１～５丁目
保 土 ヶ 谷 区			
岩間町１丁目	天王町１・２丁目	西久保町	
磯 子 区			
磯子一・二・三・六・七丁目 鳳町 上町 坂下町 下町	新磯子町 新杉田町 新中原町 新森町 杉田一・四・五丁目 滝頭三丁目	中浜町 中原一・二丁目 西町 馬場町 原町 東町	久木町 丸山一・二丁目 森一～三丁目
金 沢 区			
海の公園 大川 乙舳町 金沢町 釜利谷東一・二・六丁目 幸浦一・二丁目 寺前一・二丁目	柴町 昭和町 白帆 洲崎町 瀬戸 大道一・二丁目 泥亀一・二丁目	富岡東一・二・四・六丁目 鳥浜町 並木一・二丁目 野島町 八景島 平潟町 福浦一～三丁目	町屋町 六浦一～五丁目 六浦東一・二丁目 六浦南一丁目 谷津町 柳町

※上記のうち、次の町丁名については、本市の検証結果、その一部を避難対象区域とした町丁名です。

鶴見区	栄町通３丁目
神奈川区	西寺尾二丁目
西区	中央一・二丁目、戸部本町、桜木町４～６丁目、花咲町４～６丁目、浜松町
中区	内田町、花咲町２丁目、長者町１丁目、黄金町２丁目、元町３丁目、本牧三之谷
南区	井土ヶ谷下町、共進町１・２丁目、山王町４・５丁目、宿町１・２丁目、花之木町１・２丁目、日枝町４・５丁目、堀ノ内町１丁目、前里町３・４丁目、南吉田町４・５丁目、宮元町１・２丁目、睦町２丁目
保土ヶ谷区	岩間町１丁目、天王町１丁目、西久保町
磯子区	丸山一丁目
金沢区	釜利谷東一・六丁目、大道一・二丁目

【参考：本市の検証について】

津波による河川遡上や河川周辺などの浸水の影響を詳細に分析し、避難対策を検討するため、神奈川県が想定した浸水予測を基に、より詳細な地形データなどを用いて検証を行ったものです。

《「津波からの避難に関するガイドライン」の改訂履歴》

初版	平成 23 年 8 月	新規
2 版	平成 24 年 4 月	改訂
3 版	平成 25 年 3 月	改訂



〈お問い合わせ〉

横浜市 危機管理室

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10

TEL 045-671-2011 FAX 045-641-1677

Eメール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

鶴見区役所総務課	045-510-1656	南区役所総務課	045-743-8108
神奈川区役所総務課	045-411-7004	保土ヶ谷区役所総務課	045-334-6226
西区役所総務課	045-320-8310	磯子区役所総務課	045-750-2312
中区役所総務課	045-224-8112	金沢区役所総務課	045-788-7706